

「障害者週間」をご存じですか？

障害者基本法（第九条第一項）

〔障害者週間〕

国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

12月3日～9日は「障害者週間」です

**SSC
完全参加と平等**

第125号

(共同募金からの助成金の一部で作成しています。)

編集 NPO法人 埼玉県障害者協議会
編集責任者 田中 一
〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センター内
TEL048 (825) 0707 FAX048 (825) 3070
メールアドレス ssk080321@bz03.plala.or.jp

発行 NPO法人 埼玉障害者センター
〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センター内
TEL・FAX 048 (833) 7027

発売日 毎月10日、20日、30日

定価 一部 100円(購読料は会費に含まれます)

福祉のまちづくりの実践こそ共生社会への推進策！

～障害者差別解消法施行1年～

障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会

副会長 **國松 公造**

昨年4月1日に施行された障害者差別解消法も、間もなく1年が経とうとしています。法律の文書やパンフレットが出回っている今、それを話すつもりはなく、現時点での思いを述べます。

前々から人権感覚を疑う失言が指摘される政治家たちが法制化に関わってきました。しかも審議のまっ最中に、厚労委員会では重度のALS患者が、参考人を突如差し替えられたりしました。そして法施行から数ヶ月後、津久井やまゆり園事件が起きました。事件の内容は省きますが、その後の対応は、「やれカギだ、刺叉だ、防犯カメラだ」等の防犯対策、次は精神障害者対策でした。一連の動きは共生社会とは相容れないものでした。

さて差別解消の推進ですが、まず啓発だと言っても、共生思想を醸成する方策を打ち出すことができるかどうかです。「私は差別したことなどない」と思い込むのではなく、誰にも差別意識があるという認識に立つことがスタートラインだと思います。

県は、差別解消地域支援協議会を8人の委員で構成。年2回の会議で、いったい何をしようというのでしょうか？これでやる気が発信できますか。

軍国化や社会保障の崩壊は、人を大切にしない社会であり、その中で差別解消法の推進は、容易ではありません。

そこで素朴ながら差別の実態を易しく学べ



て、理解を共有できる具体策をあげるとしたらバリアフリー化の取り組みだと思います。人を大切にする福祉のまちづくり点検活動は行政も地域住民も一緒に実践できます。

駅・ターミナル周辺のバリアフリーや公共施設へのアクセス等の点検活動を、障害当事者を真ん中に実践し、議論し学び合う作業。そんな取り組みを、年1回でも2回でも全市町村で積み重ねて行けば、相乗的効果も期待できます。さいたま市等の実践は参考になること請け合いです。

もくじ

障害者差別解消法の1年.....	1
「手話言語条例～一年をむかえて」 彩の国手話フェスタ2017	2
ひろがれ団体の輪 家族の気持ち.....	3
先達者の思いを忘れまい.....	3
熊本の被災地支援②.....	4
社会保険こぼれ話②.....	4
編集後記.....	4

彩の国手話フェスタ2017



手話言語条例～1年を迎えて

一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会 岡野 敏昭

2017年2月2日、埼玉県富士見市民文化会館キラリ☆ふじみで、「彩の国手話フェスタ2017」が開催されました。手話言語条例を制定した埼玉県と富士見市、朝霞市、三芳町、一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会が主催した埼玉県手話言語条例制定記念イベントで、協会会員、手話関係者、県、市町村議員、行政関係者、一般市民等505名が集いました。

基調講演では、北海道石狩市の市長 田岡克介氏より、「石狩市は市民活動の盛んな街で、ろう者もまちづくりに協力的で手話サークル活動も活発。行政が一方的にサービスを提供するのではなく、当事者が自発的、主体的にかかわることで「言語としての手話」「聴覚障害者の社会参加の環境づくり」への理解が深まる、その過程が大切。」「障害者差別解消法の合理的配慮云々以前の問題で福祉的施策とは異なる。言語としての手話の普及でコミュニケーションを成立させること、感情を伝えることのできる環境を整えることが、あらゆる差別を解消する前提となる。」「アイヌ語という言葉を失った民族の文化が消えたのは共生社会に反している。手話という言語を認めるのはろう者としての生き方を認めるということ。」という話がありました。今年の4月から石狩翔陽高校で「手話語」の授業が始まるそうです。

次の対談では「手話言語条例で何が変わる？何ができる？」をテーマに、石狩市長のほか、埼玉県障害者福祉推進課長、三芳町町長、朝霞市障害福祉課長、富士見市障がい福祉課長、埼聴協代表理事をパネラーに、全日ろう連事務局長の久松氏が司会で進行しました。

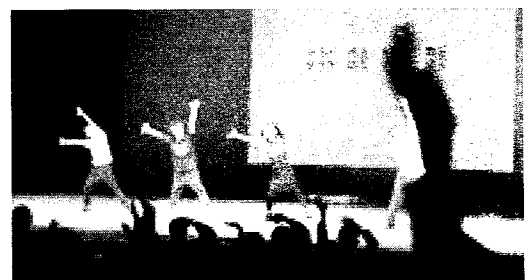
三芳町長 林伊佐雄氏は「聴覚障害者も同

じ市民として、お互い意思疎通を図る共生社会を目指す上での手話言語条例である。保育サービス付手話講習会や広報誌の動く動画で手話を知ってもらうようにしている。」

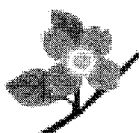
富士見市障がい福祉課長 朝倉朋栄氏は「手話の普及で共生社会につなげたい。広報誌でコラム、AR動画を掲載している。行政が一方的ではなく、市民と一緒に作り上げる事業を今後も進めたい。」朝霞市障害福祉課長 菊島隆一氏は「手話通訳派遣事業に力を入れて臨時職員を正職員に。市の職員向けに日本手話の研修、手話普及のための教育現場での取り組みも大事。」

埼玉県障害者福祉推進課長 荻原和代氏は「理解を深めるきっかけを作るのは県の役割。手話を使用しやすい地域にするには県だけでは進まない。地域による手話普及が課題。」そして当協会の小出代表理事から「生活の中で、職場の中で、ろう者が共生できる社会になるよう、手話の普及を行政と地域と一緒にやっていく取り組みを大事にしたい。」と、それぞれ条例化に基づく具体的な推進内容、これからの取り組みが話されました。

その後、坂戸ろう学園寄宿舎太鼓サークル「こぼと会」による心に響く和太鼓演奏、手話ダンスグループ「Inspire (インスパイア)」による楽しい手話パフォーマンスを披露し、盛況のうちに終了しました。



ひろがれ！！団体の輪



「家族の気持ち」

埼玉県精神障害者家族会連合会

事務局次長 佐藤 美樹子

精神障害をめぐる問題は山積していますが、特に医療については、大きな課題があります。思春期を迎えた後に精神疾患を発症し、医療に繋げるまで家族は一苦労します。差別・偏見があり、家族としてなかなか決断がつかず、症状が激しくなり重症化して、ようやく医療に繋がることも多いのです。このころに家族会に訪ねてきます。また地域で孤立している家族・当事者も多いのです。

薬物療法が主流で、精神科医療費が継続してかかっているうえに一般の医療費は3割で、一般の病気のリスクも高いことから、負担が大きくなっています。制度や支援体制も遅れていて、環境改善に向けてこれからというところです。

怪我や内臓疾患などで救急搬送される場合も、病院に受診拒否され、たらいまわしにされて、痛みが伴うなかで何時間も奔走したというケースも多くあります。応急処置はしてくれても、入院はさせてもらえず、次の病院を自分で探さなければならないこともあります。心臓疾患の合併症があり埼玉県内には受け入れる病院がなく、結局遠い千葉の病院で療養した方もいました。

医療と密接に関わりながらの生活の中で、地域での暮らしの充実を考え、環境整備を念頭に活動に取り組んでいます。まだまだ家から出られないでいる方々をどう地域とつなげていくか、回復し元気を取り戻した当事者と共に誰でもが暮らしやすい地域づくりが出来たらと思っています。

「一先達者の思いを忘れまい」

埼玉県特別支援教育推進協議会

事務局長 渡部 庄一

本会の前身、「埼玉県障害児教育振興協議会」は我が国の特殊教育100年を記念し、多くの先達者の思いを結集して昭和54年に誕生しました。

その設立趣意書は、次のように伝えていきます。……障害児教育に関わりのある団体、理解を示す団体・個人が立場や主張の相違を越えて多数参加し、……かつてない広がりとなり盛り上がりをもって記念行事を遂行した。そして参加者はこの記念大会で今後団結して障害児教育の充実を図って行くことを誓い合った。この記念大会における誓いを実現するため、……諸団体が結集して、「埼玉県障害児教育振興協議会」を発足させることとなった、と。

「特殊教育」から「特別支援教育」へ、インクルーシブ教育システムの時代へ。本会は2012年（平成24年）度、「埼玉県特別支援教育推進協議会」に名称を改めました。平成27年度には発足当時から本会の礎を築いてこられた河端前会長が退任され、黒澤会長にバトンが渡されました。

この節目期の事務局を担う者として心がけたい言葉があります。本会が誕生した頃のこと、我が子の卒業後の行き場を求め障害者施設づくりに立ち上がり成就した保護者達がモットーとした教えです。“他に求めるならば、まず自らに求めよ”

「設立趣意書」に込めた先達の意志を引き継ぎ、現在の加盟57団体会員と多くの関係者の力と願いを結集できるよう微力を尽くしたいと思います。

「熊本被災地支援報告」その2

きょうされん埼玉支部長 小野寺 孝仁

2016年4月16日に起きた熊本地震から1年が経過しました。しかし、大地震からの復旧、復興までにはまだまだ課題が多くあります。前回の報告では、JDF熊本支援センターの支援として安否確認から見えてきた課題等をお伝えしました。今回は、安否確認後の支援や課題をお伝えします。

支援センターでの安否確認時にお会いできた方には手渡しを、不在の方にはポストに、SOSチラシを配布しました。困りごとや相談等があればすぐに支援センターまで連絡してくださいと。また、改めて熊本市の方からも障害者手帳所持者へSOSチラシを郵送してもらい、その効果が徐々に表れ自宅の片づけや行政手続きの援助などの具体的な支援が始まりました。また、遅れていた仮設住宅が少しずつ整い、仮設への引っ越しなどの支援も入りました。しかし、仮設住宅での課題は、東日本大震災と同様に障害者にとっての使いづらさや孤立など様々です。そこで、仮設住宅

での支援なども欠かせないものとなりました。そのために、全国各地から1週間のスパンで支援スタッフが集まれるように調整を進めてきました。

— 続く —

社会保険こぼれ話 その2

特定社会保険労務士 高井 利哉



“130万円の壁”は、パートで働いておられる主婦(夫)の方が年収130万円以上になると、夫(妻)の扶養に入れなくなることを指しています。“壁”を超えると、自身で社会保険(厚生年金等)に加入しなければならなくなります。将来の年金が少し増えるなどのメリットもありますが、社会保険料の負担は給与の14～15%ですので、デメリットの方が大きいと考える人が多数です。

平成28年10月から、これが“106万円の壁”なるという話が広まっています。しかし、これにはいささか誤解があるようです。

実は106万円は、扶養に入れる基準ではなく、自身が社会保険に加入しなければならない基準の一つなのです。

今、会社で社会保険に加入しなければならないのは、正社員の4分の3以上の労働時間の人です。概ね週30時間以上が目安です。

平成28年10月からは、新たに次のような条件の全てに合致する人も社会保険に加入しなければならなくなります。

- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上＝年収106万円以上
(賞与・残業代・通勤手当等は除く)
- ③勤続1年以上(見込みを含む)
- ④従業員501人以上の企業
(正社員等の社会保険に加入している人数)

この中の②にある年収106万円がひとり歩きして、“106万円の壁”になったようです。

シングルマザーなど、扶養に入っていない人にとっては、勤め先で厚生年金に加入できる間口が広がる朗報ですが、既に扶養に入っている主婦(夫)にとっては、働き方の見直しを迫られる悩ましい制度です。

*高井利哉社労士様は3月10日にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

障害のある方へ
 困りごとや相談
 「被災地障害者センター」
 (JDF 連絡先)

国センター(国連災害障害者会館、熊本市)の
 様々なサービスについてご案内いたします。

SOS

096-234-7728

国センター(国連災害障害者会館)のサービスについてご案内いたします。

〒961-8501 熊本県熊本市東区国連災害障害者会館
 TEL: 096-234-7728 FAX: 096-234-7729
 E-MAIL: sos@jdf.or.jp

ご相談・ご連絡お待ちしております

団体交流室の印刷機を利用する方へ

印刷機利用の際は団体交流室に一言声をかけてください。使用後のノート記載を忘れないでください。

☆ 編集後記 ☆

それはさいたま新都心駅でのこと、白い杖をもった目の不自由な方が迷っておられたので、私は思いきって声をかけてみました。「なにか私にできることはありますか？」

その方は、障害者交流センターに向かっておられ、ちょうど私の目的地でもあったので、私は一緒に行くことにしました。私はその方に右肩を貸し、バス停近くで着きましたと伝えるとその方はもう少し先だと言うのです。そして杖で点字ブロックを探し、点字ブロックを頼りに少し歩き、バスの昇降口に並びました。私はここで反省させられました。点字ブロックは目の不自由な方にとって死活問題なのだ気づかされたからです。

それにしても行動に移すことは大変勇気のいること、これからも体の不自由な方、目の不自由な方に出会った時には、自分に出来ることは積極的に行動に移そうと誓いをたてた日でした。

埼玉県肢体不自由児者父母の会連合会 張替 英彦